

確定申告はご自宅から

～パソコン・スマホでご利用いただけるe-Taxとスマホ申告が便利です～

■問い合わせ先 栃木税務署 ☎0282(22)0885 (自動音声案内)
税務課 ☎(32)8891



来年の確定申告では、新型コロナウイルス感染防止のためにも、ぜひe-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、混雑する確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーライター等を利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前にID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカード等をお持ちでなくても、e-Taxを利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

自宅から申告できる2つの方法

マイナンバーカード方式

■ご用意いただくもの

- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダーライター または マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン



ID・パスワード方式

■ご用意いただくもの

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知

届出完了通知を入手するには

1. 申告をするご本人が、顔写真付きの本人確認書類を持ってお近くの税務署にお越しください
2. 税務署の職員が対面で本人確認を行い、「ID・パスワード方式の届出完了通知」を発行します

スマートフォンからの確定申告(スマホ申告)に挑戦してみませんか

所得税の確定申告は、スマートフォンやタブレットから行うことができます。

スマホ申告とは？

スマートフォン等で確定申告書を作成し、e-Taxで送信・提出することです。

パソコンから申告するのと、どう違うの？

インターネットに接続できる環境であれば、いつでも申告書の作成ができます。途中保存もできるので、スキマ時間の有効活用につながります。

給与所得や年金等の雑所得、一時所得の申告であれば、スマートフォン等に最適化された画面から簡単に入力を進めることができます。

スマホ申告のやり方

スマホ申告の場合も、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」のいずれかを選択します。マイナンバーカード方式で行う場合、スマートフォン等でマイナンバーカードを読み取るため、ICカードリーダーライターは不要です。

スマホ申告で確定申告をより身近に

スマホ申告により、確定申告はより身近なものになりました。スマートフォンやタブレットをご利用の方は、来年の確定申告はスマホ申告にチャレンジしてみませんか？

注意事項



- ・マイナンバーカード方式で使用できるマイナンバーカードは、顔写真付きで、電子証明書が有効期限内のものに限られます。
- ・ID・パスワード方式でいうIDは「利用者識別番号」、パスワードは「暗証番号」です。平成30年分や令和元年分の確定申告を市役所の申告会場で行い、その場で利用者識別番号と暗証番号を取得した方は、ID・パスワード方式の利用に届出が必要となります。
- ・マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンは、「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。 [URL https://www.jpki.go.jp/](https://www.jpki.go.jp/)